

1 特定医療費（指定難病）受給者証の公費負担者番号について（国指定疾病）

《現在の制度》

特定疾患医療受給者証（白色）
 【51376028】
 ・自己負担限度額表 負担額あり
 ・国指定疾患 56 疾病

《平成 27 年 1 月 1 日以降の制度》

特定医療費（指定難病）受給者証（白色）
 【54376017】(原則)
 【54375019】(経過措置)
 ※経過措置は、平成 29 年 12 月 31 日まで
 ・国指定疾病 110 疾病

特定疾患医療受給者証（桃色）
 【51376010】
 ・自己負担限度額表 負担なし
 ・国指定疾患 56 疾病

特定疾患医療受給者証（桃色）
 【51376010】
 ・自己負担限度額表 負担額なし
 ・国指定疾患 3 疾病
 ① スモン
 ② 難治性肝炎のうち劇症肝炎
 ③ 重症急性膵炎

- 特定疾患の 56 疾病のうち、難病に該当しない 3 疾病以外の疾病に、新たに指定された疾病を加えた 110 疾病が特定医療費（指定難病）受給者証の対象となります。
- 特定医療費（指定難病）受給者は、受給者証と併せて自己負担上限額管理票を指定医療機関の窓口へ提示します。
- 複数疾病がある場合、特定疾患は疾病ごとに受給者証を発行していたが、特定医療費（指定難病）については、受給者 1 人につき、受給者証を 1 枚発行するようになります。

2 特定医療費（指定難病）受給者証の公費負担者番号について（県指定疾病）

《現在の制度》

特定疾患医療受給者証（白色）

- 【51376028】
- ・自己負担限度額表 負担額あり
 - ・県指定疾病 5疾病
 - ①ネフローゼ症候群
 - ②突発性難聴
 - ③進行性筋ジストロフィー
 - ④慢性腎不全
 - ⑤メニエール病

特定疾患医療受給者（桃色）

- 【51376010】
- ・自己負担限度額表 負担なし
 - ・国指定疾病 5疾病
 - ①ネフローゼ症候群
 - ②突発性難聴
 - ③進行性筋ジストロフィー
 - ④慢性腎不全
 - ⑤メニエール病

《平成27年1月1日以降の制度》

特定医療費（香川県指定難病）受給者証（水色）

- 【94376019】(原則)
- 【94375011】(経過措置)
- ※経過措置は、平成29年12月31日まで
- ・県指定疾病 5疾病
 - ①ネフローゼ症候群
 - ②突発性難聴
 - ③進行性筋ジストロフィー
 - ④慢性腎不全
 - ⑤メニエール病

特定疾患医療受給者証（香川県）（黄色）

- 【91376020】(自己負担あり)
- 【91376012】(自己負担なし)
- ・県指定疾病のうち、メニエール病 1疾病
- ※メニエール病の既認定受給者の一部
- 平成28年9月30日まで

- 特定疾患の5疾病は、特定医療費（香川県指定難病）受給者証の対象となります。ただし、メニエール病の受給者のうち、有効期間3年の既認定者については、特定疾患のままとします。
- 国の公費負担者番号とは別に、県指定疾病の公費負担者番号を新たに設定します。